



## 関川小6年生 上々の観光ボランティアガイド デビュー ～堀と柳の秋まつり～

10月28日に開催された「堀と柳の秋まつり」で、関川小6年生児童が観光ボランティアガイドを務め、国指定重要文化財渡邊邸や東桂苑、歴史とみちの館で観光客を前に説

明を行いました。観光ボランティアガイドは自分たちが住んでいる村の歴史や文化を学び、村を愛する気持ちを養うことを目的に行われているもの。毎年、観光

客から好評で今年で3年目を迎えました。観光客が来ると、少し恥ずかしそうに説明を始める子どもたちでしたが、時間の経過とともに徐々に慣れてきた様子で、観光客からの難しい質問に戸惑う場面もあつたものの、この日のために勉強してきたことをしっかりと伝えていきました。

新潟市から渡邊邸を見学にきた男性は「詳しく、よく調べているなど思いながら聞いていました。説明の仕方が良く、質問にもきちんと回答してくれました。あいさつも大変素晴らしいかったですよ」と子どもたちの説明やあいさつに感心した様子。

また、東桂苑を担当した伊藤有希さん(南中)は「最初緊張しました。実際に話してみると、みんな優しく話しやすい、とても楽しかったです。今日のために8月から勉強してきたことを整理して暗記してきました。今日はいま話すことができましたし、質問にもきちんと答えることが出来たので良かったです」と初めての観光ボランティアガイドに満足していました。



## 生涯学習 情報ステーション

広報せきかわ「お知らせ版」とあわせてご覧ください

◆お問い合わせは村民会館へ  
TEL 64-2134

## 図書室の窓から

村民会館図書室

今年も残り1か月となりました。クリスマスや大晦日、そしてお正月など何かと忙しい時期ですね。図書室では、クリスマス向けの本やお正月の本を準備して皆さんをお待ちしています。

### この本よんで!!

「サンタのひみつおしえます」  
ジェームズ・ソルヘイム 作 Eゴ



今日はクリスマスイブ。ステイビーは、サンタクロースなんか信じない!ところが、彼のところにサンタがやってきて、空飛ぶトナカイやそりのしくみを全部おしえてくれたんだ!

### 今月の1冊

「水のかたち(上下)」  
宮本 輝 著 913ミ



東京の下町で暮らす平凡な主婦が、50歳の誕生日に、年代物の茶碗を貰い受ける。後で、その茶碗の驚くべき価値が判明し、骨董の世界に足を踏み入れていく。



### 今月の図書館バス

にじ色と、「汽車」のメロディーが目印です。

高田～沢～女川 方面 …………… 8(土)23(日)  
大島～片貝～大石 方面 …………… 15(土)

## 15日(土)は おはなしのかい みんなで来てね!!

ブルーベリーの皆さんが贈る、ステキなおはなしの世界…。ろうそくを使った演出が幻想的です。家族みんなでの参加も大歓迎!無料です!

参加してくれた子どもたちにはかわいいシールをプレゼント!

祝日と毎週水曜日がお休みです。平日は、13時～17時30分まで、土・日は、9時～17時まで開館しています。



加藤沙織さん  
(内須川)

せきかわゼミナールのメンバーとしてさまざまな活動に参加されている加藤沙織さんに話を聞きました。

### —そもそも「せきかわゼミナール」とは？

20～40代の若者が集まり、関川村の魅力を発見・再確認し、スキルアップすることで地域の活性化や情報発信できる村民になっていこうと活動しています。堅苦しい雰囲気ではなく、ゆるく真面目にやっています！

### —せきかわゼミナールに参加して良かったと思うことは？

関川村について今まで知らなかったことを学べたり、魅力を再確認したりすることで、この村に関心をもてるようになりました。そして、ゼミナールに入らなければ知り合えなかった方々に出会えたことです。とても素晴らしい場だと思えます。

### —今、夢中になっていることは？

「関川ゼミナール！」と胸を張って言いたいところですが、まだまだ知らないことも多いですし、勉強不足ですので、これからも村の皆さんやゼミナールの先輩方に指導していただきながら、もっと自発的に活動できるようになりたいです。

### —関川村に望むことは？

この村には、若者から高齢者まで関川村を活性化させたいと頑張っている人たちがたくさんいます。これまで以上に、この村を活性化させたいという意識が自然と生まれるような環境になればいいと思います。

## 家事事件の手続きが新しくなります

家事事件手続法が  
平成25年1月1日から施行されます

### ●家事事件手続法とは？

家事事件の手続きを定める法律です。国民に利用しやすく現代社会に適合した家事事件の手続きを定めるために新たに制定されました。

### ●新しく設けられた制度

いくつかご紹介します

- ・原則として申立書の写しが相手方に送付される
- ・事件の当事者であれば、家事審判事件の記録を見たりコピーしたりすることが、原則として許可される
- ・電話会議、テレビ会議システムを利用することができる

### ●施行日

平成25年1月1日から施行されます。

ただし、家事事件手続法が適用されるのは、施行日（平成25年1月1日）以降に申し立てられた家事事件です。

### 家事事件の手続きについて詳しく知りたい方は

#### ◆裁判所ウェブサイト

(<http://www.courts.go.jp/>)

#### ◆新潟家庭裁判所新発田支部

TEL 0254-24-0121 まで

## 大会結果

\*敬称略

### 第2回きららカップ

#### ジュニア

### バレーボール大会

#### ■期日

10月14日

#### ■会場

神林総合体育館・  
西神納小学校体育館

#### ■成績

▽第3位 関川ジュニアバレー  
ボールクラブ



### 第57回

### 県下小須戸柔道大会

#### ■期日

11月11日

#### ■会場

小須戸体育館

#### ■成績

—中学生女子団体戦の部—

▽第3位 関川中学校



ご意見等  
お待ちしております！

「広報せきかわ」に対するみなさんのご意見や感想、要望など、ごしどしお寄せください。

また、取材に来てほしい、こんなことを広報で取り上げてほしいなどの情報提供もお待ちしています。

